

雇用保険について

近年、雇用保険を含む社会保険の適用範囲（加入対象者）を拡大する法改正が続いています。

パートやアルバイトの方も雇用保険の加入条件（加入要件）を満たした場合、事業主は雇用保険に加入させなければなりません。どういった方が対象になるのか、再度確認できたらと思います。

■雇用保険とは??

雇用保険とは、労働者が失業して所得の源泉を喪失した場合、生活および雇用の安定並びに就職などの促進のため、「失業等給付」「育児休業給付」「雇用保険二事業」で構成される強制保険制度です。

■被保険者の種類

雇用保険の被保険者は、法人の代表者以外の者で、適用事業所に雇用される一定の条件を満たした労働者です。また、雇用保険の被保険者の種類は下記の4種類があります。

1. 一般被保険者・・・3 類型に該当しない、正社員・パート・アルバイトの労働者

2. 高年齢被保険者・・・65 歳以上の高齢労働者

※継続雇用の有無にかかわらず、加入条件が満たされていれば、新規雇用保険も可能

3. 短期雇用特例被保険者・・・期間を限定して雇用され、雇用契約が4 カ月を超え1 年未満かつ週所定労働時間が30 時間以上の労働者

4. 日雇労働被保険者・・・日雇いで雇用されるまたは、30 日以内の期間を定めて雇用される労働者

■加入条件

雇用保険は以下の3つの加入条件を満たした場合、事業主・労働者の意思に関係なく（正社員や契約社員、パート・アルバイトなど雇用形態に限らず）、すべての労働者が雇用保険の加入対象となります。

1. 31 日間以上働く見込みがあること

（※同一の事業主の適用事業に継続されることも必要。31 日間以上雇用が継続しないことが明確である場合は除く）

2. 所定労働時間が週 20 時間以上であること

3. 学生ではないこと（例外あり）※原則、昼間学生は対象外です。一般的には一部の例外的な学生のみ対象です。

■加入を失念していたら・・・

事業者が被保険者資格を有する労働者を雇用保険に加入させる義務を怠った場合、懲役 6 カ月以下もしくは罰金 30 万円が科せられるという規定が、雇用保険法 83 条 1 項 1 号に定められています。雇用保険の加入義務を怠った事実が労働局などに申告がなされ、労働局の調査により義務違反の事実が認められた場合、労働局より指導・勧告が繰り返され、違反を是正しない悪質な企業に罰則規定が適用される可能性があります。指導・勧告があった場合、速やかに加入申請をおこないましょう。

労働保険料の申告書の提出時期が近づいてまいりました。この機会に再度見直ししていただけたらと思います。ご不明な点がありましたら、弊所担当者へお気軽にお問い合わせください。 (文責 吉岡 真理)